

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都江戸川区南葛西六丁目31番14号206

氏 名 有限会社タテヤマ商会

代表取締役 立山明雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可の年 月 日 令和 5年 5月 6日

許可の有効期限 令和10年 5月 5日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩金属くず、⑪ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑫鉱さい、⑬がれき類、⑭ばいじん（以上14種類）

※①については、水銀含有ばいじん等を含む。

※②については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）及び水銀含有ばいじん等を含む。

※④については、水銀含有ばいじん等を含む。

※⑤については、水銀含有ばいじん等を含む。

※⑥については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑩については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑪については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑫については、水銀含有ばいじん等を含む。

※⑭については、水銀含有ばいじん等を含む。

2 許可の条件

様式第七号（第十条の二関係）

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成15年	5月	6日	新規許可
平成20年	5月	6日	更新許可
平成25年	5月	6日	更新許可
平成30年	5月	6日	更新許可
平成30年	5月	30日	変更許可
令和5年	5月	6日	更新許可

4 積替え許可の有無 有・無

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無